

市税等を一時に納付できない方のために猶予制度があります

換価の猶予

個人市民税・県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税(以下「市税等」といいます。)を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められ、なおかつ、納税について誠実な意思があると認められる、などの一定の要件に該当する場合、その市税等の納期限から6ヶ月以内に申請することにより、1年以内の範囲内で申請者の財産や収支の状況に応じて最も早く市税等を完納することができると認められる期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

徴収猶予

災害、病気、事業の休廃業などによって市税等を一時に納付することができないと認められた場合や本来の納期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した市税等を一時に納付できない理由があると認められた場合、申請することにより、1年以内の範囲内で申請者の財産や収支の状況に応じて最も早く市税等を完納することができると認められる期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります。

※申請期限については、本来の納期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した場合は、その市税等の納期限まで。そのほかについては申請の期限はありません。

猶予を受けることができる場合

【**換価の猶予**】 次の①～⑤のすべてに該当する場合のみです。

- ①市税等を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ②納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③換価の猶予を受けようとする市税等を除く市税等の滞納がないこと
- ④納付すべき市税等の納期限から6ヶ月以内に『換価の猶予申請書』が提出されていること
- ⑤原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること

【**徴収猶予**】 次の①～④のすべてに該当する場合のみです。

- ①次のいずれかに該当する事実(猶予該当事実)があること
 - イ 納税者等がその財産につき、震災、風水害、火災、その他災害を受け、又は盗難にあったこと
 - ロ 納税者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
 - ハ 納税者等がその事業を廃止し、又は休業したこと
 - ニ 納税者等がその事業につき著しい損失を受けたこと
 - ホ 納税者等に上記イ～ニに類する事実があったこと
- ②猶予該当事実に基づき、納付すべき市税等を一時に納付することができないと認められること
- ③『**徴収猶予申請書**』が提出されていること
- ④原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること

猶予が認められると…

- ・猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- ・財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

申請の手続

【提出する書類】

- ①「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」
- ②「財産収支状況書」
※資産、負債、収支の状況等を記載してください。
- ③担保の提供に関する書類
- ④災害などの事実を称する書類(徴収猶予の場合のみ)
※り災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

【申請の期限】

- ・~~換価の猶予~~：猶予を受けようとする市税等の納期限から6ヶ月以内
- ・~~徴収猶予~~：「徴収猶予を受けることができる場合」の①～④に該当する場合の徴収猶予については、申請の期限はありません。本来の期限から1年以上経過した後に納付すべき市税等が確定した場合はその納期限まで。

【猶予の許可又は不許可】

提出された書類の内容を審査した後、猶予の許可又は不許可を通知します。猶予が承認された場合は、「猶予許可通知書」に記載された分割納付計画の通りに納付してください。

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。地方税法により担保として提供することができる主な財産種類には、次のようなものがあります。

- ・国債や市長が確実と認める上場株式などの有価証券
- ・土地、建物
- ・市長が確実と認める保証人の保証

※なお、次のいずれかに該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が3ヶ月以内である場合
- ・担保を徴することにより、事業継続又は生活に著しい支障が生じるなど、特別な事情がある場合

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税等を完納することができるものと認められる期間に限られます。なお、猶予を受けた市税等は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は申請することにより猶予期間の延長が認められる場合があります。(当初の猶予期間と合わせて最長2年)

猶予の取り消し

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・「猶予許可通知書」に記載された通りの納付がない場合
- ・猶予を受けている市税等以外に新たに納付すべきこととなった市税等が滞納となった場合